

第10回 令和4年度 松戸市景観表彰開催要項

1 目的

この要項は、松戸市景観条例第22条の規定による景観表彰(以下「表彰」という。)、松戸市景観表彰に関する要綱(以下「要綱」という。)及び松戸市景観表彰実施要領(以下「要領」という。)に基づく表彰の開催に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 表彰の区分

表彰区分は、要綱第3条(1)の規定に従い以下のように実施する。

(1)市内在住、在勤若しくは在学する者、及び施主、設計者、施工者、所有者等からの推薦又は応募により行うもの

3 表彰の対象者

表彰対象者は要領2(1)(2)(3)(4)の規定に従い以下のように実施する。

- (1) 建築物、工作物及び屋外広告物(所有者、設計者等)
- (2) 活動等(個人又は団体及びその代表者等)
- (3) まち並み(住宅団地、商店街等)
- (4) 上記1～3に該当するものを、景観スポットとして市民等に効果的に伝えるもの(応募者等)

4 実施概要

要領3の規定に従い以下のように実施する。

(1) 表彰のうち、松戸市景観表彰に関する要綱(平成23年9月1日。以下、「要綱」という。)第3条(1)に規定する推薦又は応募により行うもの(以下、「公募分」という。)については、以下のとおり行うものとする。

ア 募集期間

募集期間は令和4年1月1日から令和4年6月30日とする。

イ 募集の周知

広報まつどやホームページ等で行う。

ウ 応募方法

応募調書により行う(松戸市景観表彰応募調書;別紙 様式-1又は様式-2)

エ 条件等

(ア) 建築物、工作物及び屋外広告物は、完成かつ供用開始したものを対象とする。完成及び供用開始の期日は、応募条件としては問わないが、表彰選考の判断材料とする。また、公共施設その他公共団体が設置するものは対象としない。

- (イ) 活動等は、その活動期間の長さを応募条件としては問わないが、表彰選考の判断材料とする。また、公共団体の活動等は対象としない。公共機関における活動は、民間団体が主体となる場合には対象とするが、表彰選考の判断材料とする。
- (ウ) まち並み及び景観スポットは、道路や公園等の公共空間から見えるものとする。公共施設その他公共団体が設置するものは対象に含めるが、表彰選考の判断材料とする。
- (エ) 対象は松戸市内にあるものとするが、付属物及び視点場が松戸市外であるものは対象に含まれるものとする。
- (オ) 重点的に募集するテーマは、募集対象が小金原（根木内、小金〈飛地〉、小金原1丁目から9丁目、栗ヶ沢）及び六実地区（高柳新田、高柳、六高台1丁目から9丁目、六高台西、六実1丁目から六実7丁目）にあるものと、市内全域にある屋外広告物とする。テーマへの適合性は表彰選考の判断材料とする。
- (カ) 応募を行う者は、個人情報保護に関する法律に抵触する情報、人権及びプライバシーを侵害する情報等に配慮しなければならない。
- (キ) 表彰選考及び景観賞の受賞には、表彰対象者等の公表に関する同意を必要とする。ただし、これは応募を行う者への必須条件とはしないものとする。

5 表彰の選考

要領4(2)の規定に従い以下のように実施する。

ア 1次選考

「景観表彰庁内選考委員会」で景観表彰候補の選出（候補の絞り込みは「松戸市景観形成庁内検討会 景観表彰調整部会」で行い、「選考委員会」に諮り、候補を確定する）

イ 2次選考

松戸市の景観整備機構他、必要に応じて専門家による協議の上、表彰候補を審査する。

ウ 最終選考

「松戸市景観審議会」で受賞候補を選出する。

エ 決定

市長に受賞候補を報告し、受賞者を最終決定する。

6 景観賞

(1) 表彰における賞の区分は要領5(2)の規定に従い以下のように実施する。

大賞、優秀賞及びその他表彰に値するものとし、そのすべて若しくはいずれかを選出できるものとするが、選考において適当な受賞候補が選出されなければ該当なしとすることもできる。

(2) 景観賞の授与及び周知（公表）は、受賞候補選出後、対象者に受賞及び公表の同意を確認の上、改めて行うものとする。

7 その他

この要項に定めのないことは、基本的な方針等については要綱及び要領に従うものとするが、そのいずれにも記載のない事項については、必要に応じ、市長が別に定めるものとする。